

県内訪問看護事業所管理者 殿

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
(公 印 省 略)

神奈川県感染症予防計画改定に向けた訪問看護事業所向け事前調査について (依頼)

日頃から本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進に御協力をいただき、感謝申し上げます。
令和 4 年 12 月の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (以下「感染症法」という。) の改正を受け、都道府県においては、「感染症の予防のための施策に関する計画」 (以下「感染症予防計画」という。) を改定する必要があります。

感染症予防計画の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の各種対応を念頭に置き、数値目標等を設定することとされております。

また、令和 6 年 4 月 1 日施行の感染症法第 36 条の 3 の規定により、都道府県は新興感染症発生に備え医療機関と事前に協定を締結する必要があります。

このため、都道府県が各医療機関等に対して事前調査を実施するよう、厚生労働省から調査項目等が示されたところです。

については、ご多忙のところ恐れ入りますが調査についてご協力をお願いいたします。

【調査事項】

神奈川県感染症予防計画の策定に係る事前調査 Web フォーム (訪問看護事業所向け)

<https://30037ff9.form.kintoneapp.com/public/c4cb5d75ea4d3f017fa1b8976a06d3eb31079b136067443b2b8e78eaa9a078cc>

【回答期限】

8 月 7 日 (月)

【調査に関する問合せフォーム】

<https://30037ff9.form.kintoneapp.com/public/342c9f2e0c65dd4ef9e47ae05015cf1b11c57e2d4effadec9ec844a29e29d6e>

【調査についての参考ページ】

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/yoboukeikaku.html>

問合せ先

医療危機対策本部室 感染症対策企画グループ

次の問合せフォームから、お問合せください。

<https://30037ff9.form.kintoneapp.com/public/342c9f2e0c65dd4ef9e47ae05015cf1b11c57e2d4effadec9ec844a29e29d6e>